

前回の会議における主なご意見に対する 京浜河川事務所の考え方

令和7年3月5日
国土交通省 京浜河川事務所

第5回多摩川河川整備有識者会議における主なご意見の概要と京浜河川事務所の考え方

No.		意見の分類		頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方	骨子案	
						ページ	章節
1	1	治水目標	治水安全度	・次期整備計画での目標安全度1/70～1/80の根拠(確率流量曲線)を示してほしい。また、小河内ダムの効果量の扱いについても説明が必要ではないか。	・補足資料により説明します。	P4	2.1
2	2	河道掘削	断面図 水位縦断図	・根拠となる断面図や水位縦断図とともに整備の内容を示してほしい。		P6	3.1.1 (2)
3	3	築堤・高さ不足対策	—	・凡例が見えない。LPデータを取っていると思うので連続的に堤防の縦断を示してほしい。堤防断面の設定についても示してほしい。		P6	3.1.1 (1)
4	4	高潮対策	打ち上げ高	・打ち上げ高は余裕高を見込んでいるのか。堤防不足区間を設定した考え方を示してほしい。		P7	3.1.1 (5)
	5		越波	・「越波した波が計画堤防高以下となる」は考え方として正しくなく修正が必要。		P7	3.1.1 (5)
	6		気候変動を踏まえた海面上昇	・気候変動を踏まえた海面上昇の具体的な数値を示してほしい。		P7	3.1.1 (5)
	7		環境への影響(工夫)	・治水対策はやらなくてはならないことが多々あって、その対応により環境への影響がどの程度なのか。高潮対策などについても環境への影響について、どう工夫していくかの考え方を示してほしい。		P7	3.1.1 (5)
5	8	水衝部対策	—	・護岸の災害復旧は、高水敷防護のための低水護岸の被災なのか、それとも堤防防護ラインに影響のある護岸の被災なのかが重要であるので、その区分を示してほしい。 ・水衝部対策箇所の設定根拠として、洪水時の流速予測結果を示してほしい。 ・護岸の安定性評価の結果や敷幅、堤防防護ラインの位置、流速も示してほしい。	【第7回会議にて説明予定】		

第5回多摩川河川整備有識者会議における主なご意見の概要と京浜河川事務所の考え方

No.	意見の分類			頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方	骨子案	
						ページ	章節
6	9	流域治水	特定都市河川浸水被害防止法	・No.4-9。「特定都市河川浸水被害対策法～努力を継続する。」とあるが、もっと積極的に進める表現に修正すべき。	・骨子案の表現を修正しました。 ・補足資料により説明します。	P20	4.1
	10		上流部の対策	・内水は下流地域だけの問題としてとらえられるのみならず、上流においても森林保全などで考えていくべきとの方向性を盛り込んでほしい。		P20	4.1
	11		具体的な取組と効果	・No.4-9。多摩川の流域には田んぼは多くないなかで、流域治水で水田が本当に期待できるのか。多摩川の土地利用を踏まえて記載を精査してほしい。 ・流域治水として取り組む具体的な内容と定量的な効果を示してほしい。		P20	4.1
	12		下水道との連携	・骨子において、下水道の記載をもう少し充実してほしい。 ・下水道との連携した取組について記載を充実してほしい。	【第7回会議にて説明予定】		
7	13	合流部対策	—	・No.5-13。河川合流部の樋管は適切に対応が進んでいるが、上下流の情報連携や許可工作物の管理者との情報共有も重要である。情報共有という言葉を入れてもらいたい。			
8	15	維持管理	—	・No.11-19。多摩川の河床は低下しやすく、橋脚部周辺の河床を含めた点検が重要である。			
9	16	その他	再生可能エネルギー	・資料3-2_No.10-18。再生可能エネルギーの記載について、具体的な内容がイメージを示してほしい。			
10	17	河道掘削	縦横断平面図	・河道掘削がどこに必要なのか分かる縦横断平面図を付けてほしい。			

第5回多摩川河川整備有識者会議における主なご意見の概要と京浜河川事務所の考え方

No.		意見の分類		頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方	骨子案	
						ページ	章節
11	18	水害リスク 超過洪水	内水リスク	・今回示してもらった内水ハザードの図は重要。さらにこのリスクの高い地域を整備計画にも具体的に記載してもらいたい。 ・内水のハザードではなく、リスクを示すためには確率の議論が必要。たとえば浸水の実績を示すことはできないか。 ・想定最大洪水時の想定被害額27兆円の算定条件(破堤条件など)を明示してほしい。	【第7回会議にて説明予定】		
	19		リスク評価	・超過洪水のリスク評価の結果を示してもらいたい。事業実施後の上下流・支川バランスも示してもらいたい。			
	20		機械設備 の稼働確認	・超過洪水発生時に排水機場等の機械が動くかチェックが必要ではないか。			
	21		氾濫した 場債の排水対策	・大規模水害時の水防拠点等へのアクセス性も確認しておいてほしい 氾濫した場合の排水対策について教えてもらいたい。			
12	22	その他	定量的な 記載	・骨子案は、定性的な記載が多いが、計画段階評価としての位置づけを考慮したうえで、より具体的な数値などを記載してほしい。			

第 5 回多摩川河川整備計画有識者会議における主なご意見の概要と京浜河川事務所の考え方

No.	意見の分類		頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方	骨子案	
					ページ	章節
13	23	環境関係	貨幣換算	・No.12-22とNo.14-29が矛盾している。No.22は便益評価していると言っているのにNo.29は貨幣換算できないと書いてある。貨幣換算できるもの、できないものがあるのは理解するが、もう少し踏み込んで記載してほしい。	・環境整備事業における評価は、環境を財としてとらえ、事業実施により変化する効用貨幣換算化したものとしてとらえた便益により評価を実施しているが、改修事業で実施した自然環境への影響に関しては現時点では貨幣換算することが難しいと認識しておりますので、引き続き検討していく。	-
		24	漁場利用	・漁場利用について、魚道や外来種対策については、漁業資源を利用する側である漁協の意見も聞いてほしい。	・漁業協同組合に意見聴取を実施していく。 ・3月3日に多摩川上流の3漁業協同組合で聴取済み	-
			横断図の記載	・横断図を書くときに直線で掘削ラインを記載しないでほしい。直線でそのまま掘削工事されるため。	・横断図における掘削ラインは直線上に記載せず、少し凹凸したような線で表現しました。	-
			河川環境管理計画	・環境管理計画をどのように見直すのかを示してほしい。	・河川整備計画を策定した後、速やかに計画変更に向けて沿川自治体、環境団体との調整を始める予定。	P2 P10 2.2 3.1.3
			人と自然とのふれあい	・人と自然とのふれあいについて、具体的にどこをどうするのか記載してほしい。	・補足資料により説明します。	P5 P12 2.3 3.1.3(3)
	28	環境情報図	・根拠となる環境情報図を示してほしい。		-	-

第5回多摩川河川整備計画有識者会議における主なご意見の概要と京浜河川事務所の考え方

No.	意見の分類		頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方	骨子案		
					ページ	章節	
14	29	環境目標	目標の考え方	・治水との調和を考えたときに、多摩川が最終的にどういうレベルを目指すのか。過去の自然環境に戻すことが目標なのか。目標の考え方を示してほしい。 ・河川環境の定量的な目標設定のみならず、河川環境データを蓄積しながら目標につなげていく、という考え方が必要ではないか。 ・定量的な目標について。ある程度スタティックなものを示さないといけなくて、面積はコントロール可能なアウトプット部分。アウトカムがどうなるかはコントロールできない。不確実性を含んだ、変動幅をもった示し方がよいのでは。	・骨子案に記載しました。 ・補足資料により説明します。	P5 P10 P11 P17	2.3 3.1.3 3.1.3(2) 3.2.3(2)
		評価の原点	・評価原点とあるが、評価の原点が目標であると混同されないよう、定義を明確にしてほしい。	・補足資料により説明します。	P11	3.1.3(2)	
		指標種の設定	・指標種が取り上げられている中で、低・中茎草地を利用する鳥類のオオバンが挙げられているが、生息にあう環境があれば繁殖域を広げていく種なので、指標種として適切なのか。		P11	3.1.3(2)	
		砂州の挙動	・瀬と淵は保全としているが、砂州がどのように挙動するかで堤防への影響もあるため、保全ではなく創出ではないのか。		P11	3.1.3(2)	
		魚道の評価	・各魚道に関する質の評価がどうなのかを示した上で、定性目標として実施する魚道を示してほしい。		P12	3.1.3(2)	

No.	意見の分類			頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方	骨子案	
						ページ	章節
15	34	目標設定後の評価方法	—	・河川の広い空間の中で地域の個体群を保全していくという考え方が不可欠である。 ・ハビタットの面積のみならず、質についても専門家の意見を聴きながら進めてもらいたい。小さな面積でも質が良いところもある。 ・面積だけではなく、生き物についても定量評価を目指していくべきではないか。 ・失われたときにどのように対応していくのか。それに対する具体的な対策を示してほしい。 ・「総合的に判断」という部分についての考え方を示してほしい。 ・目標値は連携のツールとなりうる。目標の役割も広がっているので不確実性の考え方、位置づけを示す必要がある。 ・長期的にモニタリングし、それが目標とリンクする。モニタリングしてフィードバックするというのが現段階では適切ではないか。	・補足資料により説明します。	P17	3.2.3(2)
16	35	現状の評価	令和元年東日本台風の影響	・令和元年東日本台風の洪水の影響は生き物への影響あったのでは。その評価がなされていない。		—	—
17	36	生態系の維持	—	・生態系ネットワークを作るにはどうしたらよいか、もう少し踏み込んで良いのではないか。(堤内側のまとまった自然地とのつながりなど) ・堤防の草原環境が重要と前回言ったが今回の計画で触れられていない。草刈り管理されている草原環境はなかなかない。	・骨子案に記載しました。	P5	2.3

No.	意見の分類		頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方	骨子案	
					ページ	章節
18	37	治水と環境	治水と環境のつながり	・骨子案に記載しました。 ・補足資料により説明します。	P2	2.
		河道管理の成功例	・これまで実施してきた多摩大橋における河道管理方策の成功例が生かされていないと感じる。令和元年東日本台風を通じて検証した結果を踏まえ、今後にどう活かしていくのかを示してほしい。		P13	3.2.1(2)
		二極化の問題点	・土丹層にともなう課題について、局所洗堀は理解できるが、二極化することで生じる問題を示してほしい。		P13	3.2.1(2)
		土砂収支と河床変動	・土砂の収支の計算ができるのであれば、どこに土砂がたまるのかという観点から河道をみて、どこで干潟、砂州ができるのかというのを見ていく。 ・水収支・土砂収支とのつながりが抜けている。 ・河床変動計算をして将来的にどのように河床が変わるのか。土砂収支を見せてほしい。 ・砂州の動きによって水衝部が変化し、堤防への影響があるため、低水路において、砂州上の生き物をどう考えるかが大事である。 ・モニタリングをどのように行っていくのかを明示する。		P13	3.2.1(2)

R6.3更新(2.0策定)

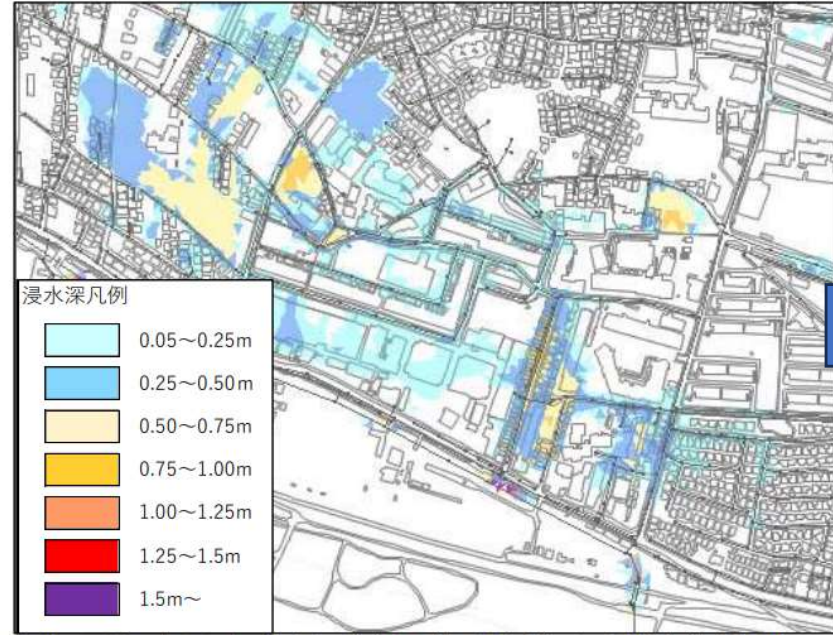
①



- 樋管操作 + 多摩川の河道掘削 + 逆流防止ゲートの設置 令和元年東日本台風（台風第19号）再現計算結果
- 計算条件 ① 樋管の操作 目的：多摩川からの逆流を防止
- ② 逆流防止ゲート 目的：低地（窪地）への流入を軽減（フラップゲート）
- ③ 水位設定（緊急治水対策プロジェクト後）



調布排水樋管



令和元年東日本台風（台風第19号）再現計算結果

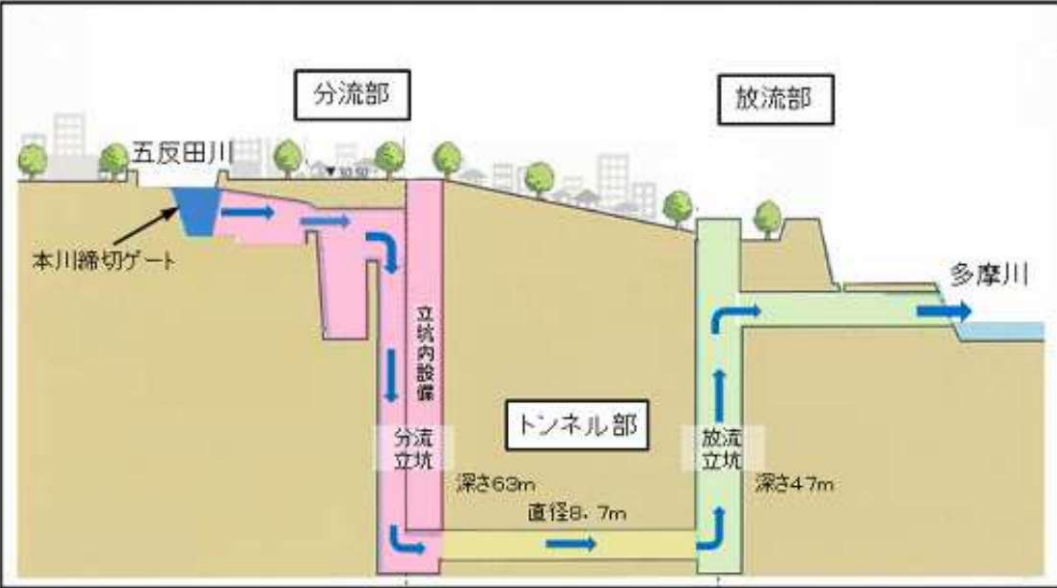
樋管操作 + 多摩川の河道掘削 + 逆流防止ゲート（フラップゲート）設置

【出典】 調布市HP（参考資料パート1）調布市下水道浸水被害軽減総合計画より抜粋

https://www.city.chofu.lg.jp/documents/561/sankou1_10.pdf

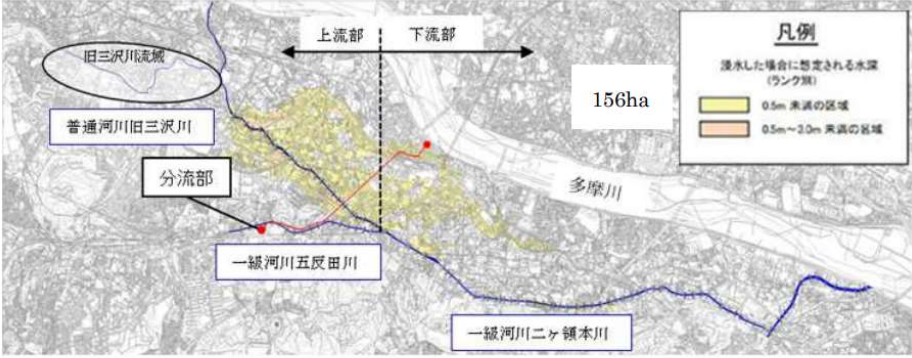
五反田川放水路整備事業及び関連事業の概要

五反田川放水路整備事業は、二ヶ領本川、平瀬川を流下し、多摩川へ放流する五反田川において水位が上昇した際に、本川締切ゲートの全閉により施設内へ洪水を取り込み、トンネル部を経由し直接多摩川へ放流することを目的として実施するもの。
この五反田川放水路整備事業とあわせて、関連事業「二ヶ領本川上流部の対策」として二ヶ領本川上流部に流入する旧三沢川流域における整備を進めていくことで、分流部下流域の一級河川 五反田川及び一級河川二ヶ領本川の治水安全度の向上を図る。

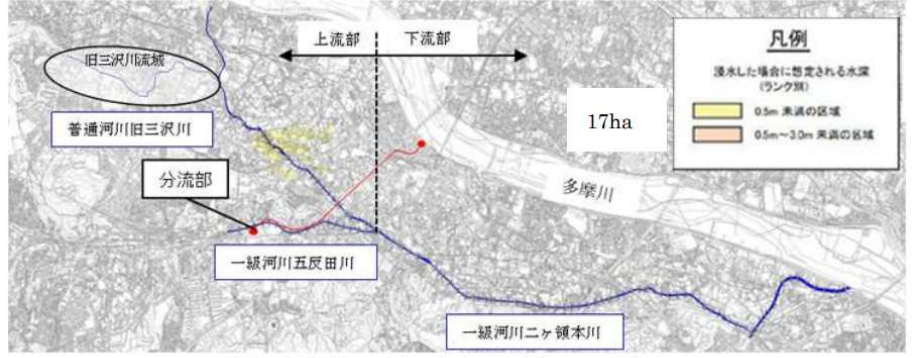


【五反田川放水路の効果】

時間雨量90mm（30年に1回程度）降雨における浸水想定面積は156haとなります。
すべての浸水想定面積を解消するには、関連事業である「二ヶ領本川上流部の対策」と併せて、「二ヶ領本川下流部の対策」を行う必要があります。



【浸水想定面積図（時間雨量90mm）】

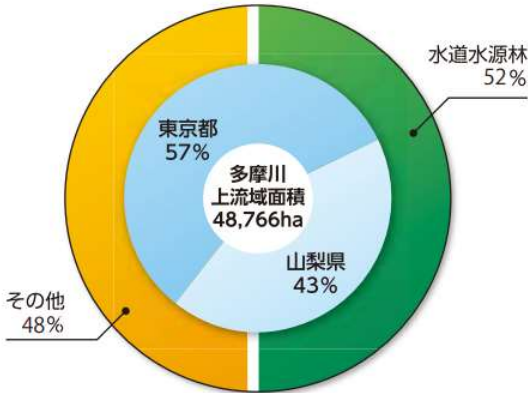


【浸水想定面積図（時間雨量50mm）】

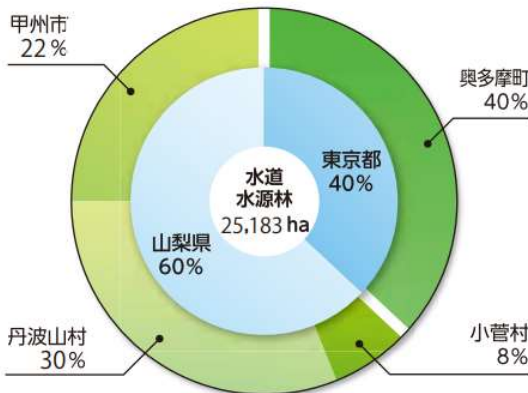
【出典】川崎市HP 令和6年3月25日 報道発表資料
五反田川放水路の運用を開始します ～地域の洪水被害を軽減～
より抜粋

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/cmsfiles/contents/0000158/158583/houdouhappyyou.pdf>

東京都水道局は、多摩川の安定した河川流量の確保と小河内貯水池（奥多摩湖）の保全を図るため、羽村取水堰より上流の多摩川流域に広がる森林を水道水源林として1901年（明治34年）から管理している。水道水源林は、東京都の奥多摩町、山梨県の小菅村、丹波山村及び甲州市にまたがっており、面積は約25,000haに及んでいる。これにより、水源かん養機能、土砂流出防止機能、水質浄化機能等が期待できる。



多摩川上流域に占める水道水源林の面積
(令和5年4月1日現在)



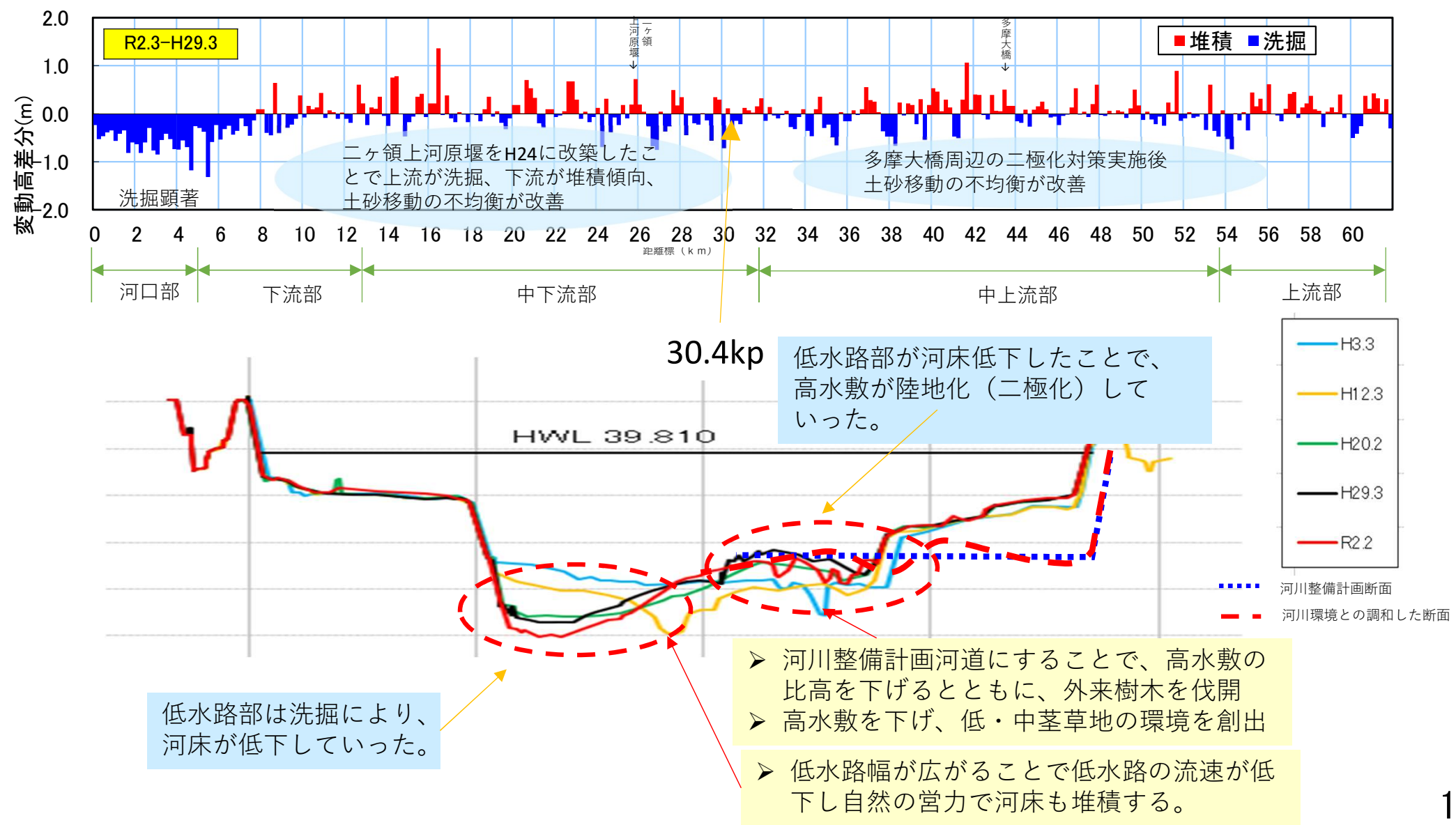
水道水源林の所在地別面積
(令和5年4月1日現在)



多摩川上流域位置図 (令和5年4月1日現在)

【出典】東京都水道局HP 「水道水源林パンフレット」より抜粋
<https://www.mizufuru.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/pdf/pamphlet.pdf>

- 多摩川では、複数の堰や護床工といった河川横断工作物が設置されており、堰上流部では土砂が堆積し、堰下流部は河床が低下していたが、二ヶ領上河原堰等を改築したことで上流が洗掘、下流が堆積傾向となり、土砂移動の不均衡が改善された。
- 河道領域の上流部では、河道の二極化が進んでいるが、多摩大橋周辺では、高水敷切下げと低水路洗掘箇所の埋め戻し等の対策をし二極化の改善が図られ、自ら安定する河道に向けた変化を示し始めている。
- 河川整備計画では、多摩大橋周辺での知見を踏まえて、河道の二極化が進行する箇所において、生物の生息・生育・繁殖環境の創出等を図るため、高水敷の比高を下げ、低水路幅を広げることで、自然の営力による安定した河道を目指したい。



- 多摩川の魚道については、各施設管理者において、魚道機能の定期点検を実施しており、魚道機能の阻害要因を確認した際には、各施設管理者にて対策を検討し、必要に応じて対策しています。
- 魚道の点検結果と対応状況については、施設管理者を構成員とする「魚道管理連絡会」において、情報共有を実施しています。

点検施設一覧

河川名	No.	施設名	位置	点検実施者	備考
多摩川	1	調布取水堰	13.8k	東京都水道局 浄水部	堰を倒伏した為、点検の対象外
	2	二ヶ領宿河原堰	22.4k	京浜河川事務所 多摩出張所	
	3	二ヶ領上河原堰	25.8k	京浜河川事務所 多摩出張所	
	4	大丸用水堰	32.4k	稲城市産業文化スポーツ部	改築工事中の為、点検の対象外
	5	京王線橋梁	35.1k	京浜河川事務所 多摩出張所	
	6	四谷本宿床止	38.2k	京浜河川事務所 多摩川上流出張所	
	7	JR中央線護床工	41.4k	京浜河川事務所 多摩川上流出張所	
	8	JR八高線護床工	44.8k	京浜河川事務所 多摩川上流出張所	
	9	日野用水堰	45.2k	日野市環境共生部	
	10	昭和用水堰	47.8k	昭島市環境部	
	11	羽村堰第三床固	53.3k	京浜河川事務所 多摩川上流出張所	
	12	羽村堰第二床固	53.4k	京浜河川事務所 多摩川上流出張所	
	13	羽村堰	53.8k	東京都水道局 羽村取水管理事務所	
	14	小作堰	56.0k	東京都水道局 羽村取水管理事務所	
	15	川井堰	69.0k	東京都建設局 西多摩建設事務所	
	16	白丸ダム	79.0k	東京都建設局 西多摩建設事務所	
秋川	17	高月用水堰	1.0k	八王子市産業振興部	
	18	落差工 (東秋留橋下流)	2.5k	東京都建設局 西多摩建設事務所	
	19	南郷堰	3.6k	東京都建設局 西多摩建設事務所	
	20	南郷用水堰	3.8k	あきる野市環境農林部	
	21	白岩用水堰	4.8k	東京都建設局 西多摩建設事務所	
	22	下代継用水堰	5.0k	あきる野市環境農林部	
	23	引田用水堰	6.4k	あきる野市環境農林部	
	24	第三堰	6.9k	東京都建設局 西多摩建設事務所	
	25	山田堰	7.3k	東京都建設局 西多摩建設事務所	
	26	落差工 (秋川橋下)	10.9k	東京都建設局 西多摩建設事務所	
	27	小庄用水堰	12.1k	あきる野市環境農林部	
	28	乙津第一取水所	17.4k	東京都水道局 多摩水道改革推進本部	

主な阻害要因

羽村第三床止 土砂の堆積

J R中央線護床工 魚道破損 (鉄筋露出)

日野用水堰 下流端の落差

京王線橋梁 通水無し

小 河 内 ダム

白丸ダム

川井堰

日向和田床固

小作取水堰

羽村取水堰

羽村第二床固

羽村第三床固

昭和用水堰

日野用水堰

八高線

中央線

日野橋護床工

四谷本宿堰

京王線護床工

大丸用水堰

二ヶ領上河原堰

二ヶ領宿河原堰

調布取水堰

国が管理する区間

青字：直轄で整備した魚道

河口 13

- 人と河川との豊かなふれあいの確保についての沿川住民のニーズが一層高まっていることを踏まえ、有識者や流域自治体、住民の意見を聴きながら多摩川の水辺空間の価値をより一層高めていくための周辺地域と調和した水辺空間デザインのあり方について検討を行います。
- さらに、河川とそれに繋がるまちを活性化する拠点を形成するため、地域の景観・歴史・文化及び観光基盤などの資源や地域の創意に富んだ知恵を活かし、自治体、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組として「かわまちづくり」を推進する。河川空間の利活用ニーズの高まりにより、「かわまちづくり」が行われる場合は、推進主体(自治体など)と連携して、かわまちづくり計画策定への支援を行い、治水上及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施します。



かわまちづくり
(狛江市かわまちづくり登録証伝達式)



多摩川流域協議会

多摩川水系流域治水プロジェクト2.0【グリーンインフラ】
～首都東京への溢水防止及び沿川・流域治水対策の推進～

●グリーンインフラの取り組み 『多摩川らしい自然環境の保全・再生及び人と川のふれあい関連事業の推進』

○多摩川はその源を山梨県甲州市の笠取山に発し、途中多く支川を合わせながら東京都の西部から南部を流下し、東京都と神奈川県との県境を流れ東京湾に注ぐ、一級河川であり、首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに、都市地域における貴重な自然空間を有している。多摩川沿川では昭和30年代から急速な都市化が進行する中で、地域社会における河川敷の利用と自然環境の保全のあり方が重要な課題となった。このため、昭和55年(1980年)に全国初の河川環境管理計画が策定され、多摩川らしきを実現するガイドラインとして誕生した。

○多摩川らしい豊かな自然環境を保全・再生するため今後概ね10年間で魚道の整備、中流部レキ河原再生、干潟再生等の多摩川らしい自然環境の復元を実施するとともに、首都圏の貴重なオープンスペースにおいて魅力ある水辺空間・賑わい創出のため、地域と連携し、かわまちづくりや水辺の楽校の推進等、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。

●自然環境の保全・復元などの自然再生

- ・後河原再生、手刈再生
- ・鳥道設置
- ・ツバキの集団植樹などの保全
- ・レンリソソク生育環境の保全

●健全なる水循環系の確保

- ・治水対策による多自然川づくり
- ・整備における生物の多様な生育環境の保全・創出(護岸の適正、緑化等)
- ・植樹と連携した多自然川づくり
- ・河川景観の再生・創出

●魅力ある水辺空間・賑わい創出

- ・かわまちづくり
- ・水辺の賑わい
- ・都市再生戦略計画(二子玉川駅周辺地区)

位置図

狛生水辺の楽校

聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり(多摩市)

自然再生(カワラゲキプロジェクト)

令和5年度 多摩川流域協議会開催状況

- 「河川環境情報図」とは、河川整備・管理を行う際に必要となる河川環境に関する情報を適切に把握することを目的として、河床形態や植生の状況、生物の確認状況、生物の生息・生育環境、河川環境の特徴などを分かりやすく図面上に整理したものです。
- 河川工事着手前に、施工業者が作成する施工計画書を河川管理者及び環境団体にも情報提供し、河川環境情報図を用いて、当該箇所では留意すべき生物の有無を確認するとともに、現地を三者で立ち会います。
- 立ち会った際に確認された重要種とその生育基盤となる土壌について、一時的に移設し工事完了後に元の位置に戻すなど施工業者に指導しています。

河川環境情報図

- : 貴重種の確認範囲・箇所
 - ▨ : 施工範囲・作業ヤード
 - : 貴重種を保全した箇所
 - : 貴重種を移植した箇所
- ※図では、主な場所を示しています



工事着手前の河川環境団体との合同調査

※上記の図は、希少種の確認位置に関する情報であることから非公開とした。